

特集

平成22・23年度 後期高齢者 医療保険料

均等割額 **41,227円**

所得割率 **7.84%**

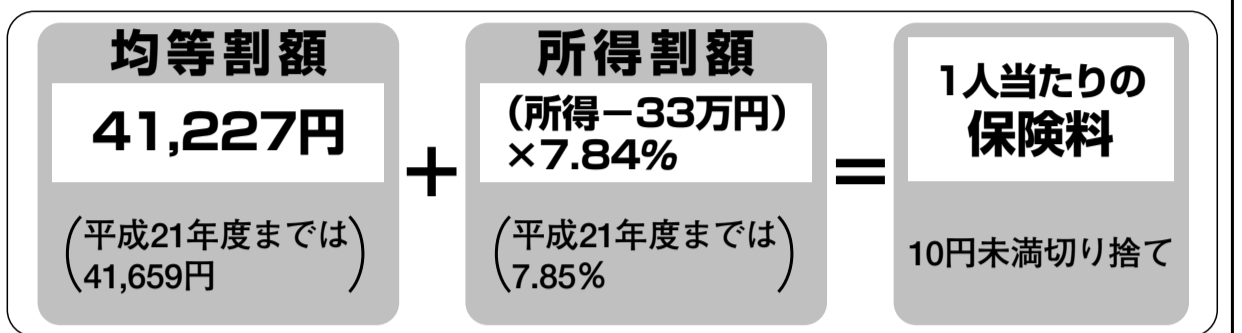
後期高齢者医療制度は、国の方針により廃止され新たな制度へ移行することとなりますが、当面は現制度が継続されます。今回は平成22・23年度の保険料の見直しなどを紹介します。

保険料見直しで同水準に据え置き

ポイント1 平成22・23年度の保険料は？

県後期高齢者医療広域連合では保険料率の見直しにより、平成22・23年度はこれまでと同水準に据え置きました。(右記参照)

※1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります



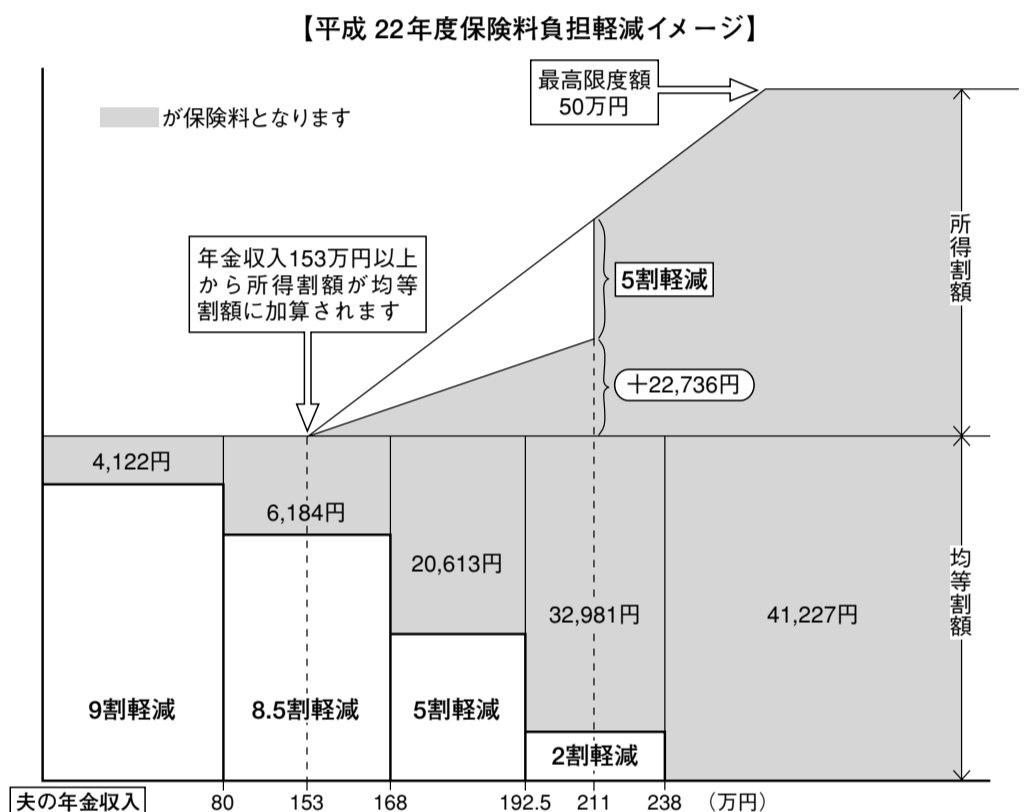
ポイント2 保険料負担軽減の継続

保険料は世帯(世帯主および被保険者)の所得水準により、均等割額は最大9割軽減(4,122円/年)、所得割額は5割軽減となります。(右図参照)

モデルケースでチェック

- 夫婦世帯でともに年金収入のみ
 - 妻の年金収入80万円以下
- 上記の条件の場合、夫の年金収入によりいくらの保険料になるのかを示しています。

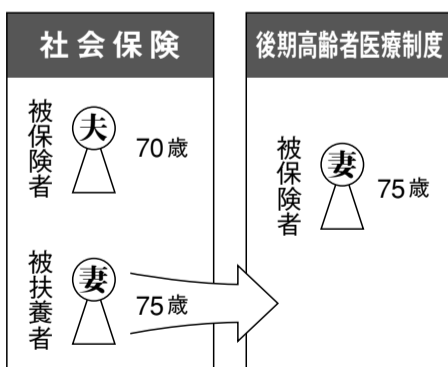
例	夫の年金収入100万円の場合は
夫の保険料	=6,180円(均等割額41,227円の8.5割軽減適用+所得割額0円<10円未満切り捨て>)
妻の保険料	=6,180円(妻の均等割額は夫と同じ軽減割合が適用+所得割額0円<10円未満切り捨て>)



ポイント3 会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料負担軽減を継続

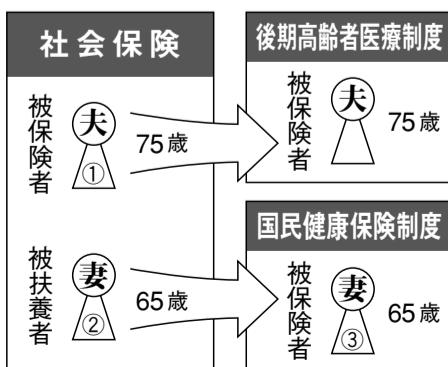
原則75歳になると後期高齢者医療制度の対象者となります。

会社の健康保険などの被扶養者であった人で後期高齢者医療制度に加入する人は、資格を得た月から当分の間、所得割額がかからず、均等割額が9割軽減となります。



国民健康保険制度の場合

会社の健康保険などの①被保険者が後期高齢者医療制度に加入するため、②被扶養者であった人(65~74歳までの人)が国民健康保険制度に加入し、③被保険者になった場合、当分の間、軽減措置が継続されます。ただし、軽減割合などは後期高齢者医療制度と異なりますので、詳しくは国保・年金課 ☎948-6365・FAX934-2631へ



ポイント4 保険料の支払いは「年金天引き」「口座振替」を選択可

現在、保険料が年金天引きの対象となる人も口座振替により納めることができます。高齢福祉課へ申請してください。



ポイント5 高額医療・高額介護合算制度による払い戻しが受けられます

医療保険と介護保険をどちらも利用し年間の自己負担額が限度額を超えている世帯は、高齢福祉課へ申請すると限度額を超えた額が支給されます。



ポイント6 健康診査が無料です



年1回、健康診査を無料で受けることができます。生活習慣病の早期発見が医療費支出の抑制につながります。 ※入院、治療中の人は対象とならない場合があります

お問い合わせは、高齢福祉課 ☎948-6941・FAX934-1763、
県後期高齢者医療広域連合 ☎911-7733・FAX911-7735へ